

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K13608

研究課題名（和文）移住者の信教の自由への配慮と規制をめぐる比較憲法的考察

研究課題名（英文）Comparative Constitutional Considerations on Religious Freedom Considerations and Regulations for Migrants

研究代表者

西山 千絵（NISHIYAMA, CHIE）

琉球大学・法務研究科・准教授

研究者番号：20633506

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、宗教と国との関係につき異なる歴史的背景を持つ海外からの移住者を念頭に、信教の自由とその制約に関する比較憲法的考察をしたいとするものである。公的空間における宗教的表現・宗教的行動の自由をめぐるルールの相違について調査し、移住者の送出国と受入国との間の相違を比較分析した。具体的には、移住者は移出先において、その宗教に関していかなる配慮を受けているか、政教分離原則などの国の諸原則との関係で、移住者の宗教的表現・行動にどこまでの制約が生じているか、移住者も含めた信教の自由がホスト国で「保障」されているとされているには、いかなる法規整が適切かつ必要かという観点から、整理分析を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

移住者の永住や国籍取得の条件として、ホスト国の言語及び歴史、法・政治制度、文化等の知識の習得を移住者に対して要求する国では、ホスト社会に関する知識の習得機会を保障する傾向にある。かたや実質的に移住者を受け入れるわが国では、日本語の習得を明示的に要求するわけでもなく、そもそもの「統合」政策が欠如する状況がある。そこで信教の自由に関心をもつ本研究では、日本国憲法の政教分離原則の下にある国・地方自治体において、移住者の信仰に関連した支援はもとより、住民間の文化的軋轢に関しても難しい対応を迫られつつある現状をもとに、法・政治制度の相違に基づく齟齬を踏まえた政策方向へ転換する必要性を指摘するものである。

研究成果の概要（英文）：This study seeks to provide a comparative constitutional study of religious freedom and its restrictions, bearing in mind that migrants from abroad have different historical backgrounds regarding the principle of separation of politics and religion. I have researched the differences in the freedom of religious expressions in public spaces, under the constitution of each countries. Specifically, the analysis was organized from the perspective of (1) what considerations do migrants receive regarding their religion in the destination country, (2) the extent to which restrictions are placed on migrants' religious expression in relation to the principle of separation of religion and state, and (3) what and to what extent restrictions are appropriate in order for religious freedom to be guaranteed.

研究分野：憲法

キーワード：政教分離原則 信教の自由

1. 研究開始当初の背景

日本においては、1980年代後半以降から外国人が急増し、2019年の出入国在留管理庁設置により政府の在留支援が本格稼働している。明らかに、わが国は、多文化・多民族時代に移行しつつある。いわゆる移民に関する問題は、従来、憲法学では、外国人の人権として取り上げられていたものであるが、憲法訴訟を軸として展開された議論は、在住外国人のうちオールドカマーである在日コリアン、中国・台湾といった、歴史的な経緯から日本との深い関係をもち永住するに至った人々の選挙権や生存権などが中心的であったといえる。あるいは、難民との関係で国際法とも重なる研究もあるが、基本書の上での扱いは大きいものではない。生活者としての外国人の定住・定着に向けた議論や国・地方自治体の取組は時代の要請ではあるものの、あるべき移住者と共生する社会の将来像を見据えたときに、精神的・思想的背景も異なる信仰とその保護をめぐる比較・包括的な検討は、まだ緒についたところではないか。かかる問題認識から、本研究の計画を作成した。

従来、移住者を受け入れる主たる欧米社会のありようは大きく、「多文化主義」型と「市民統合」型とで対比的に理解されてきた。市民統合型の典型的な例は、フランスである。フランスはライシテの原則に代表される、共和国の価値観に基づいた移民との統合を志向し、個人の平等と文化的多様性の尊重の両立が図られている。しかし、一部の過激化したムスリム移民の宗教的（文化的）実践に対する警戒が強まるなかで、ライシテ原則をより厳格に解し、「文化的統合」の要請を強めるに至っている。さて日本は、「多文化主義」それとも「統合」のいずれを目指すのか。そのどちらでもないとして、では、いかなるかたちで共生社会を迎えていくのか。この点を念頭に置きつつ、わが国の憲法的価値に立脚して考察する作業は不可欠であろうと考えた。

2. 研究の目的

信教の自由に関心をもつ本研究では、とりわけイスラム教、キリスト教各派など、多様な宗教が日本社会に根を下ろし、コミュニティのフォーラムのひとつとして各地で宗教的施設が設置され、さらには高齢化に伴って埋葬の問題も生じてきた事実に関心をもっている。そこで本研究は、移民の受入に関して先進国ともいべき国々との憲法を中心とした法の比較と、「多文化主義」ではなく「統合」に傾いた政策の全体的変化を背景に、移民送出国・受入国の政教関係、信教の自由の保障のありように焦点を当て、双方の面から異同を検討する。公権力が拠って立つ「統合」を支える法的基礎づけはいかなるものか、どのような宗教的实践を脅威となるか（脅威なり摩擦がほとんど可視化されないケースもある）。本研究では、移住者のもたらした宗教による宗教的多様性に接近し、政教関係、信教の自由に関する法規整が移住者にどのような影響を与えるのかを考察しようとした。かかるテーマについては、社会学、政治学、言語学などとの学際的な枠組みによりアプローチすることも当然に有効である。しかし、移住者の受入に伴う共生社会の実現に、憲法学の見地から何が問われるべきか、その視点の本質や、憲法学に特殊かつ必要な問いを浮き彫りにすることを優先する点に、本研究の意図がある。そして、比較憲法的考察と移住者によってホスト社会に生じた憲法解釈等への影響を検討することで、宗教的中立性・多様な信教の自由への尊重の維持を困難にする障壁を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究の第1の方法は、先行研究も精査しながら、憲法学の観点から、政教関係を支える憲法とその下での具体的状況に焦点をあて、各国の宗教政策、宗教教育に関する比較検討を行うというものである。社会の多文化化を踏まえた、多様な信仰の保護にとっての障壁、その問題点、障壁の解消に向けて必要とされる方向性を明らかにする。日本の多文化化において、外国人生活者も含めた、多文化社会における信教の自由を促進するため、そのために必要な法制度等のあり方について、移民送出国と受入国の間にある齟齬に着目しつつ、検討を行う。さらに、本研究を理念的側面のみならず、実体的側面からも掘り下げる方法として、移住者に対する聞き取りも行った。前出の「齟齬」に関連した移住者の認識を聞き取る作業である。研究協力者の協力により、移住者たちにとっての問題の所在、期待される公的機関、関係者（家族）の対応、自由な宗教的実践の保障をいくつかの事例に則して掘り下げて、考察を補完することを試みた。

4. 研究成果

いわゆる移民をすでに1980年代から積極的に受け入れた先進諸国のうち、移住者のもたらす宗教的影響（偏見を含む）への関心から、宗教的服装、宗教的習俗の維持、宗教教育、主流派宗

教への改宗(同化)などが調査研究されている。こうした各国における憲法規定、社会の一般的状況などについて、ドイツ、フランス、イギリス、カナダ、アメリカ、韓国、中国、フィリピン、ベトナム、タイ、ネパールに関して知見が得られた。

移民受入国の例として、イスラム圏の移民が大きな割合を占め、またムスリムが集住するコミュニティが複数形成されているドイツでは、多様な宗教、とりわけイスラム教に対する理解のため、同宗教についての授業・情報提供を学校やそれ以外でも公的に実施することを、統合政策として、移民に関する連邦政府の基本方針に加えている。ムスリムの文化、宗教的価値と、ドイツの学校空間をはじめとした公的空間における両性の平等などの価値との間では、相容れない面がある。市民統合の度合いが低いムスリムに対して、ホスト社会の偏見を助長することを早期に防ぐ観点から、移住者が抱える言語・宗教問題や子どもの文化適応といった問題に関して、ホスト国としての異文化理解・調和に関する取組が図られている。これは、信教の自由の保障を他の市民によって妨害されることなく享受するための、環境整備でもありともいえる。しかし、その一方で、ムスリム系移民をはじめとした外国人に対して、ホスト国に定着するための教育(オリエンテーション)コースも導入されており、ドイツ連邦共和国の基本的価値観、法の支配、平等な権利、相互寛容、多様な宗教の維持共存を前提とした宗教的自由の諸原則などを学ぶことを課している。差異ある宗教的实践を有する移民の文化受容への動きは、キリスト教の伝統を基礎に置く国家における国民的偏見を惹き起させない意図で進められているが、あわせて様々な宗教的信念・信条をもつ市民相互の尊重や、(いわゆる公認宗教制とはいえず)特定の信仰確信を強いることを国家に禁じた民主的国家システムへの理解をドイツへの移住者に強く求めていることが特記される。このドイツよりも文化的社会的統合に向けて、移民の側を専ら規律する必要性を打ち出しているのが、フランスであった。共和国的統合(intégration républicaine)の観念に基づき、同国で生活する移住者は、単一不可分の共和国の一員となり、市民共通の権利・義務を分かち持つ法の下に平等な構成員となるべく、自主的にホスト国に参画するものとして位置づけられている。共和国市民が構成する公的空間と私的空間とを区別し、後者の私的空間においては自由な宗教的实践は特段の干渉を受けないが、前者においてはその限りではない。移住者のうち、宗教的規律が行動・服装面にわたる信仰をもつ移住者の信教の自由は、宗教的規律の緩やかな信仰をもつ市民と比べると、実質的な制限は大きいことになる。導入プログラム等の支援にもかかわらず、一部の移住者は、共和国的価値に裏打ちされたライクな共和国への「統合」を達成できない結果、市民としての社会的受容が進まないという不安定な状態に陥っている。

アジア地域の受入国の例として、日本と同様に多民族・多文化化が進行する韓国では、移民(特に結婚移住女性等によって構成される多文化家族)に対して、国・地方、さらには民間の市民団体などによる支援が日本以上に行われている。もっとも、移民に関する国家機関は現段階では設置されておらず、政策の方向性に先んじて、キリスト教系の慈善団体等を仲介した言語・育児支援等も盛んに行われ、国の多文化政策を担うかたちとなっている。移住者に対する方針が、結婚による移住者を含む多文化家族に関する方針、労働者の獲得に関する方針といった、いわば点的な対応でもあり、移住者そのものの宗教的自由に関する、十分にコントロールされた公的指針は定まっているとはいいがたい(モスク建設に対する地元住民との衝突も地方では生じている)。また中国では、「正常な宗教活動」の自由が保障されているが、公民の信仰に関して、宗教を通じた海外から国内社会への影響なり介入が懸念され、宗教中国化を求める姿勢が強まっている。その意味では、信仰の自由は、移住者のもたらす特定された宗教か否かを問わず、宗教一般の管理を肯定的に推進する上で許容されるものとなる。かかる中国への「統合」に関しては、社会主義核心価値観と符合した多民族社会への対応が図られており、秩序の安定を見据えた一般的枠組みのなかで、移住者の宗教的自由に対する政策がとられているといえる。今回の東アジア・東南アジア地域に関する文献調査によれば、憲法上国教を定める国はあっても、それ以外の宗教への信仰を制限する国は現在なく、宗教的实践のあり方は多様である。そうして多様化する宗教的实践・活動への規律を考える場合に、統治における政治と宗教との分離の関係と政教一致の関係、政治(国)が主導して行う宗教への指導・管理の関係は、単なるシステムの問題にとどまらない。信教の自由という個人の基本的な人権を、また宗教的結社の自由という信仰を介して複数人で結合する自由を、いかなるかたちで保障するかという国の課題の根幹にかかわっている。すなわち、政教関係に関する国家の自己規定は、信教の自由の保障のありようを自覚的に表したもので、それゆえに明示的に移住者に提示されなければならない。とりわけ政教一致でないがゆえの、他者の宗教的自由の相互承認が、基本的価値として求められる。政教分離が緩やかな国における公的空間での宗教的实践、主要宗教以外の信仰に対する当該社会の宗教的寛容について、解像度を上げていく必要性を確認できた。

改めて、移住者による宗教的影響、宗教に関する各国の法制度・政策を比較した際、政教分離原則をもった移民受入国の特徴および共通課題として、以下の点を指摘できる。

(1)欧米の受入実績のある国々に比して、移住者の宗教的コミュニティの維持や宗教的实践とホスト社会との調和、もしくは統合についての、特に東アジア地域の移民受入国における展望の不在である。例えば、ホスト社会への統合を移住者が果たすことを指針とする場合には、信教の自由のうち宗教的行動の自由の内在的制約や、ホスト社会の宗教的多様性あるいは宗教的多元性への尊重を確認し、多様な宗教の併存への理解を導入する一般的な取組が考えられる。もっとも、信仰に関する問題ゆえに妥協が行われず、社会の間に強い反発が生じることはありうる。移住者の側のみ異文化理解を求めるのではなく、ホスト社会においても拡大し、多様化する宗教的

実践に関して周知しないことには、特定の宗教的コミュニティの過激化を助長する危険性は否定できない。

(2) 宗教は、移住者の統合（もしくは多文化共生）を促進する役割を果たす場合もあれば、宗教が移住者の統合（もしくは多文化共生）を阻害する役割を果たす場合もある。前者の例として、米国では宗教と関わりの深い団体・組織が、当該宗教への信仰を通じて移住者への統合に向けて、米国市民としての教育・支援を担うことがある。後者の例としては、EU 域内では移住者の多くがムスリムであることが多いところ、ドイツでは相対的に双方向の統合、フランスでは一方向の、しかも特定宗教に個別対応するのではない、一般的な統合が志向されている。ムスリム嫌悪という現象にみるように、移住者がもたらすイスラム教の文化的宗教的影響が既存の基本的価値と衝突するものと捉えられ、地域における軋轢も一部移住者の社会的不安定な立場と相まって顕在化している。多文化主義は、共生を目指す理念を基礎においたものであるが、実際には主流の社会が厳然と存在している。法の上での多文化主義を採用するカナダを例にしても、国家権力を背景とした法政策・基本的価値・言語（フランス語・英語）の枠のなかで創出される「共存」「共生」を目指すもので、分離のリスクも抱える。それだけに、個人の尊重を軸とした日本の憲法的価値との関係において、宗教的コミュニティそれ自体としての保護、ひいては特別扱い（合理的配慮といってもよい）をどこまで考えるかという憲法に関する問いは、現実と将来像を見据えて、また移住者の動態にあわせた変化も見据えて考察されなければならない、難しい課題である。

(3) 行政が率先して行政窓口等の公的部門に、外国にルーツをもつ移住市民を積極的に登用するかたちで社会参画を促進させることは、公用語以外の言語（移住者の母語）を習得している者としての付加価値を高め、さらに社会との調和を考えるうえで重要である。その際に、「これみよがし」な宗教的着衣を認める余地のないフランス型以外の方途をとり、宗教的行動の自由を縮小させずにすむかは、時間との勝負ともいえる。日本において、また宗教的な着衣で日常生活を送る市民は少数派である（特に東アジア地域出身者は文化的に近い。他方で、日本で多言語表示の排除は生じていない）ことを考えると、公的空間での宗教的表出を拒否する動きが先鋭化する前に、十分な異文化共存の環境醸成にむけて、移住者のライフステージに沿った包摂をはかる、基本方針が不可欠であろう。

わが国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂や「日本語教育の推進に関する法律」を制定し、さらに、外国人在留支援センター（FRESC）を設置して取組を強化している。しかし、外国人政策に関する基本理念・基本法が不在の状況が続いている。ドイツでは、多文化主義（共生・共存）のモデルをとりつつ、言語面（ドイツ語）の習得を移民受入条件に結びつける統合モデルも部分的に採用し、基本方針を軌道修正しつつ、難しい局面にも対処している。かたや日本は、社会的一体性をどうやって確保するのかの議論が、外国人労働者の受け入れの議論の射程に入ってきていない。移住者の生活環境整備として、日本語教育ひとつとっても、公教育での言語支援には地域格差があり、移住者の子どもへの母語教育は、国の言語政策の水準を越えるレベルを自治体によっては実現しているものの、多くの地方自治体の施策はまだ十全に機能していない。本研究の関心からは、それとあわせて早期に考慮されるべきは、日本の社会に移住者を受け入れることは、その宗教も組み込むことになるという事実である。各人のライフサイクルを通じて安定的な信仰生活を営むことを実現していくには、まずは、あえていえば宗教の日本化 日本のマジョリティの宗教観に沿った宗教的実践の自由を考えていくのか 多宗教の共存を可能にする宗教的実践の自由を志向していくのか についての大局的見地を確認することである。いかなる市民も、無宗教であれ無神論であれ、信仰を有する存在であるという前提に、わが国の憲法は立っている。そこで国が消極的に、何らの関与もせずにいると、私人間の争いに委ねて分断を生じさせるのを持つことになりかねない。結局は、信教の自由を保障する観点から、国があえて行う積極的作用が成否を決することは、EU やカナダの例をみても明らかである。信教の自由の保障として従前から考えられてきたもの、政教分離原則の運用として確立されてきたものが、異なる文化的文脈からは、ホスト社会の暴力として映ることはある。かかる「暴力」を「平和」に変換していくために、移動の時代における適切な法整備・政策を具現化できるか否かは、ホスト社会と移住者の双方に向けてビジョンの共有を求める、国の努力にかっている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 西山千絵	4. 巻 65(3)
2. 論文標題 最新判例演習室 憲法 固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求控訴事件：久米孔子廟訴訟控訴審判決[福岡高裁那覇支平31.4.18]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 124-124
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西山千絵	4. 巻 24
2. 論文標題 都市公園の敷地内に孔子廟の設置を許可するに際し、その使用料を全額免除した市の行為が違憲とされた事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー増刊	6. 最初と最後の頁 124
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西山千絵	4. 巻 PRESTEP17
2. 論文標題 さまざまな価値観を尊重するために（信教の自由と政教分離）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 プレステップ憲法 <第2版>	6. 最初と最後の頁 102-111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 西山千絵
2. 発表標題 国有地上の「宗教的」施設の使用料免除と政教分離原則違反 那覇孔子廟訴訟を受けて
3. 学会等名 宗教法学会（第82回）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 西山千絵
2. 発表標題 感染症対策における集団礼拝の規制問題
3. 学会等名 「国家と法」研究会（第22回）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 西山千絵
2. 発表標題 家族関係を形成する自由と憲法解釈 婚姻平等化のその後で
3. 学会等名 第20回国家と法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西山千絵
2. 発表標題 公有地上にある宗教的施設・物件と州によるその維持管理の合憲性：American Legion v. American Humanist Association, 139 S. Ct. 2067 (2019)を契機として
3. 学会等名 「ポピュリズム憲法学と立憲主義に関する総合的研究」第8回研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西山千絵
2. 発表標題 American Legion v. American Humanist Association, American Legion v. American Humanist Association, 139 S. Ct. 2067 (2019) 公有地上にある十字架型の祈念碑と国教樹立禁止条項
3. 学会等名 関西アメリカ公法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 西山千絵
2. 発表標題 『信教の自由』への配慮とその評価・再考 久米孔子廟訴訟を受けて
3. 学会等名 国家と法研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 西山千絵	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 456
3. 書名 山本・横大道編『憲法学の現在地』	

1. 著者名 西山千絵	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 184
3. 書名 駒村編『プレステップ憲法〔第3版〕』	

1. 著者名 西山千絵	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 480
3. 書名 二宮・棚村編『現代家族法講座 第1巻 個人、国家と家族』	

1. 著者名 山元 一, 只野 雅人, 蟻川 恒正, 中林 暁生ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 980
3. 書名 「宗教法人でない「宗教団体」に対する政教分離原則の適用 久米孔子廟訴訟の問題を中心に」『憲法の普遍性と歴史性 : 辻村みよ子先生古稀記念論集』所収	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------